

## 市民に説明なく、こっそり修正

必要署名数 **1/8**(答申素案) から増やす **1/6** に 住民投票条例案

明石市は12月1日開会した12月市議会に懸案の住民投票条例案を提案しましたが、10月1日から1ヶ月間パブリックコメントを市民に求めた際に発表した条例の素案と異なる内容へ、市民に説明もしないまま修正し提出しました。条例で最も重要なポイントである「住民投票を市民が請求する際の必要署名数」が、条例の検討委員会答申や素案では「8分の1」となっていたのを「6分の1」とし、市民が住民投票を請求する際のハードルを高めています。

条例素案発表の際に、泉房穂市長が「広報あかし」10月1日号で「幅広く市民の意思を市政に反映させることができるよう、発議に必要な署名数を8分の1とし、他の自治体と比較しても住民投票を発議しやすい要件とした」と、自らの顔写真も添えて説明していました。署名数の要件はこの条例の最大のポイントで、検討委員会でも「6分の1」案と「10分の1」案を調整する形で「8分の1」に全員一致でまとめ、市長に答申されました。条例素案は、この答申に沿ったものでした。

条例素案に対するパブリックコメントの結果は条例案が議会に提出されたあとの11月30日に公表されましたが、これによると8名から18件の意見が寄せられていました。この中には「6分の1」への修正を求める意見は1件もなく、必要署名数については「10分の1」へハードルを下げるように求める意見が2件ありました。市は「総合的に判断した」と考え方を述べ、別の意見に対して「条例案と同一の内容を素案として意見公募を行っている」としています。

では、なぜ、議会への提出直前になって、市民に説明もしないまま、「6分の1」に修正されたのか？

まだ公式に、市はその理由を説明をしていませんが、議会筋への条例案の“根回し”の過程で、「8分の1」では条例案は通さないという多数会派からの強い圧力があり、最終的に「トップ」の判断で条例の成立を優先して、急ぎょ修正したようです。

市議会に提案したうえで、議員から修正意見が出て、議会での議論の末に修正または条例の先送りになるのならそのような議論の可否を市民が判断できますが、市民に公けにした案を多数会派との“裏取り引き”でこっそり修正することは、自治基本条例や議会基本条例に反し、二元代表制の意義を根底から損なう、不明朗な対応です。(詳細は市民自治あかしのHPをご覧ください。<http://shiminjichi-akashi.net/>)

## 抗議と説明を求め市長に要請書提出、議会には慎重審議を請願

**14日(月)の総務常任委員会で審議、多数の傍聴で審議見つめよう！！**

このような市長の対応に対して「市民に使いやすい住民投票条例」を求めてきた市民自治あかしは10月30日、泉市長に抗議するとともに、市民への説明会を開き、答申(素案)の内容に戻すよう求めた要請書を提出しました。

また、1日に開会した市議会に対して、慎重な審議を行い12月市議会での採決を見送り、継続審議にすることを求める請願書を提出しました。

条例案と請願書は、8日から3日間行われる本会議の一般質問でも取り上げられ、14日(月)の午前10時から開かれる総務常任委員会で審議されます。市民多数の傍聴で問題点が解明され、市民の納得が得られる審議が行われ、市長と市議会の説明責任が果たされるかどうか、見守りましょう。

# 不明朗な水面下の取り引き 市民への説明責任を欠く非誠実な対応

議会内の一部議員からは、住民投票条例検討委員会が答申したところから、「署名数の要件が少なすぎる」「署名期間の2カ月は長い」「署名に押印不要はおかしい」「在住外国人に参政権を認めるのはおかしい」など、市民の発議要件を高くするように求める意見があったのは、うかがい知るところでした。在住外国人の参政権反対を主張する団体や一部議員は昨年秋、市に圧力をかけ条例案の提出を1年先送りさせた経緯もあります。

したがって、答申に沿った条例案が提案された場合に議会審議が難航するのは、当初から想定されていました。しかし、市は答申に沿った素案を発表し、12月議会への議案提出直前までその方針で作業を進めていたのが、土壇場でひっくり返ったこととなります。

## 公正・誠実な市政運営、市民への説明責任、議会との緊張関係求める二元代表制はどこへ

6年前に施行された明石市の自治基本条例には、市長の責務として「公正かつ誠実に市政運営を行わなければならない」「市民ニーズを的確に判断し、説明責任を果たさなければならない」（第10条）と明記されています。重大な変更を市民に説明も行わず、議会の裏舞台で不明朗な取引を行うのは、明らかにこの条例に反しています。

市は「8分の1」では市議会多数派の賛成を得られず、条例の早期成立を図れないことを「唯一の理由」に挙げていますが、自治基本条例が施行されて6年目に入るまで条例制定を放置してきた挙句の言い分としては、到底市民の納得を得られません。市議会の市民の目に触れる場で、堂々と議論すべきです。このような水面下での取り引きは、議員にとっても昨年施行した議会基本条例に反するやり方です。

### 市民への説明会開催と議会での解明を

市長は速やかに市民への説明会を開催し、説明責任を果たして答申通りの条例案に戻すこと。また、議会は公開の場で経緯を解明し、市民の疑問を晴らす責任があります。

<10月1日の「広報あかし」>

## 市長コラム | 市民の意思を市政に

まちづくりの主役は市民です。住民投票条例の成立により、市民の暮らしに直結する極めて重要な問題について、投票によって市民の意思を表明することができるようになります。自治基本条例の施行後、早い段階での住民投票条例の成立を目指していましたが、市民や市議会からのさまざまなご意見を踏まえ、丁寧に議論を進めていくため、検討委員会を設置しました。検討委員会において約1年間、計11回にわたり議論していただき、その結果として、昨年答申を示していただきました。それを受けて、市はこのたび、条例の素案を作成しました。できるだけ幅広く市民の意思を市政に反映させることができるよう、対象事項を限定せず、投票要件を広く設定し、発議に必要な署名数も投票資格者の8分の1と、他の自治体と比較しても住民投票を発議しやすい要件となっています。

今回の広報紙では、条例素案に対するパブリックコメントも実施しますので、皆様のご意見をお寄せください。

明石市長 泉 房徳



### 市民が使える条例を議論した検討委 ～住民投票条例制定への経緯～

住民投票条例は、2010年4月に明石市が施行した自治基本条例に「常設型住民投票条例」を制定するように定められましたが、条例づくりを3年間も放置し、2013年8月になってようやく市民が参画した住民投票条例検討委員会を設置し、1年3カ月の慎重な審議を経て2014年10月に答申書が提出されました。

検討委員会の審議の中で最も時間を費やした重要な論点が、住民投票の請求に必要な署名数の要件でした。最終的に「6分の1」と「10分の1」の主張を調整する形で「8分の1」が全会一致でまとまった経緯があります。住民投票を「絵に描いた餅」にせず、実質的に市民が使える条例にするための議論の結果でした。

市は当初、検討委員会の結論を得た時点で、2014年秋に条例案をまとめてパブリックコメントを行い、同年度中に条例を制定する方針でしたが、11月になって在日外国人の地方参政権に反対する一部団体等の圧力を受ける中で年度内の制定を先送りしました。

本年4月に再選された市長は早期の条例制定を口にしていましたが、条例素案を公表したのは10月初めでした。この時点では請求署名数の要件は「8分の1」としており、市民は署名数の要件「8分の1」の素案に基づいてパブリックコメントに応じました。